

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の業務

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部・課室の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部・課室における平素の業務

市の各部・課・室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【各部・課室における平素の業務】

部課室名		平素の業務
各部共通		<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関、関係団体等との連絡調整に関する事 ・ 所管する施設の管理、連絡調整に関する事
市 民 部	市民 安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護に関する業務の総括に関する事 ・ 各部局間の連絡・調整に関する事 ・ 国民保護の企画・立案に関する事 ・ 国民保護協議会の運営に関する事 ・ 市国民保護計画に関する事。 ・ 避難実施要領の策定に関する事 ・ 避難施設の指定に関する事 ・ 警報の通知及び緊急通報の発令に関する事 ・ 安否情報事務に関する事 ・ 特殊標章等の許可・交付等に関する事 ・ 国民保護の訓練に関する事 ・ 自主防災組織の支援に関する事 ・ 消防活動体制の整備に関する事 ・ 消防団に関する事 ・ Em-net(緊急情報ネットワークシステム)及びJ-ALERT(全国瞬時警報システム)に関する事 ・ 生活関連等施設に関する事 ・ 住民への啓発に関する事

市民部	環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・埋葬及び火葬に関すること ・動物の保護に関すること ・ごみ等の廃棄物の処理に関すること ・保健衛生に関すること ・被災地の防疫に関すること ・し尿処理及び清掃に関すること ・有害物質の漏洩等防止に関すること
	市民窓口サービス課	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認に関すること ・外国人、旅行者への支援に関すること ・被災者の相談に関すること
	市民協働課	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会・自治会に関すること ・地域コミュニティに関すること ・一般相談及び消費生活相談に関すること ・交通・防犯に関すること ・人権の擁護に関すること
市長公室	秘書人事課	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の服務・給与に関すること ・職員の非常招集に関すること ・本部長及び副本部長の視察に関すること ・有事発生時における人員の配備及び調整に関すること
	政策企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・情報機器・伝達手段（サーバー、PC等設備、インターネット等）の運用・確保に関すること ・公共交通機関の運行状況確認
	シティブロモーション課	<ul style="list-style-type: none"> ・広報に関すること ・報道機関との連絡調整及び資料、情報の提供に関すること
総務部	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置関係予算に関すること ・通信体制の確保に関すること ・庁舎内の被害情報の情報収集及びその対策並びに連絡調整に関すること
	税務課	<ul style="list-style-type: none"> ・市税の減免に関すること
	契約管財課	<ul style="list-style-type: none"> ・公有財産の管理運用に関すること
福祉保健部	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO、ボランティアの支援に関すること ・要配慮者への安全確保及び支援体制に関すること
	こども課	<ul style="list-style-type: none"> ・被災により保護が必要な児童の実態把握及びその対策に関すること ・児童福祉施設及び幼稚園施設の被害情報の情報収集その対策に関すること

福祉保健部	保険健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、医療品等の備蓄整備に関すること ・医師会等との連絡調整に関すること ・避難住民の健康対策及び心のケアに関すること
商工観光部	商工振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・救援のための食品（米穀）の整備・備蓄に関すること ・中小企業等への支援に関すること ・商工関係団体・機関との連絡調整に関すること ・物産に関する関係課との調整に関すること ・避難住民等に対する雇用情報の提供に関すること
	しまばら観光課	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人、観光客等に対する啓発の支援に関すること ・観光施設に対する啓発の支援に関すること
農林水産部	農林課 農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・農林関係施設の連絡調整に関すること ・農林関係団体との連絡調整に関すること ・農畜産物の被害情報の収集及びその対策に関すること ・家畜伝染病予防及び防疫に関すること ・畜産物の出荷制限に関すること ・農林の被害に関すること
	耕地水産課	<ul style="list-style-type: none"> ・水産関係団体との連絡調整に関すること ・漁港施設の把握・対策等に関すること ・農道・河川・橋梁の被害状況の情報収集及びその対策に関すること
建設部	都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設の把握、対策に関すること ・河川、急傾斜、地すべり等の危険箇所の把握及びその対策に関すること ・都市計画化施設その他関係施設の把握及びその対策に関すること ・仮設住宅に関すること
	道路課	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設の把握、対策に関すること ・河川、急傾斜、地すべり等の危険箇所の把握及びその対策に関すること ・道路、橋梁の被害状況の情報収集及びその対策に関すること ・緊急輸送路、避難路等に関すること ・交通情報の収集、道路等の規制に関すること
議会事務局		<ul style="list-style-type: none"> ・各対策部に対する協力・応援・調整に関すること
選挙管理委員会		<ul style="list-style-type: none"> ・各対策部に対する協力・応援・調整に関すること
会計課		<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策の諸経費に関すること ・義捐金の保管に関すること
監査委員事務局		<ul style="list-style-type: none"> ・各対策部に対する協力・応援・調整に関すること

有明支所		<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置について本庁との連携、調整、協力に関すること ・その他有明庁舎、関係施設の被害情報の収集及びその対策並びに連絡調整に関すること
水道課		<ul style="list-style-type: none"> ・救援のための飲料水の整備に関すること水道施設全般の災害対策に関すること ・上下水道施設の保全に関すること ・応急給水に関すること
教育委員会	教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の被害状況の情報収集及びその対策に関すること
	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・応急教育に関すること ・児童生徒の避難に関すること ・市立学校等への警報の伝達体制の整備に関すること
	社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保護に関すること ・文教施設の被害状況の情報収集及びその対策に関すること
	スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設の被害状況の情報収集及びその対策に関すること

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ、当直や連絡網の整備等により連絡体制の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる等24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①市警戒	原則として、島原市災害警戒本部体制に準じて、市民安全課職員を参集
②市警戒本部	原則として、島原市災害警戒本部拡大体制もしくはそれ以上の強化体制で基準に職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③市対策本部	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体 制
事態認定前	市の全課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
	市の全課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合 市の全課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
	市国民保護対策本部設置の通知がない場合 市の全課室で対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③

(4) 職員への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 職員の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長及び市対策副本部長等の代替職員については、以下のとおりとする。

【市対策本部長等の代替職員】

名 称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)
市対策本部長 (市長)	副本部長(副市長)	市民部長
副本部長(副市長)	市民部長	市民安全課長
市民部長	市民安全課長	市長公室長

* 市対策本部員の代替職員については、本部員の次級の先任者である市職員

(6) 職員の服務基準

市は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

【所掌事務】

体 制	所 掌 事 務
①市警戒	○ 情報収集等を行い状況の把握及びその対応(処理)等にあたるものとする
②市警戒本部	○ 関係情報の収集、分析等に関すること ○ 関係機関との連絡調整に関すること ○ 災害の総括に関すること ○ その他特命事項に関すること
③市対策本部	以下の島原市国民保護対策本部長の総合調整権の行使について必要な協議・調整に関すること ○ 市の区域の国民保護措置に関する総合調整 ○ 県の対策本部長に対する総合調整の要請 ○ 職員の派遣の求め ○ 情報提供の求め ○ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の提出の求め ○ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、

消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利・利益の救済に係る手続き等】

項目	内 容	担当課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)	契約管財課
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)	契約管財課
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)	税務課
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)	総務課
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの。 (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	市民安全課
	不服申し立てに関する事。(法第6条、175条)	総務課
	起訴に関する事。(法第6条、175条)	総務課

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制を活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関との意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の各部を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 国の機関との連携

(1) 防衛省、自衛隊との連携

市は、自衛隊との部隊の派遣の要請が円滑に実施できるよう、防衛省・自衛隊との連携を図る。

(2) 指定地方行政機関等との連携

市は、国民保護措置が円滑に実施できるよう、関係指定地方行政機関との連携を図る。

3 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

4 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

また、国民保護措置の実施のため、事務の全部または一部を関係市町に委託する場合に備え、必要に応じ調整を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

5 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに対する支援を行うとともに、民間企業の有する広範囲な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

6 自主防災組織等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び町内会・自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常用通信体制の確保にあたっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施 設 ・ 整 備 面	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に伝達されるよう全国瞬時警報システム(J-ALERT)及び防災行政無線を中心に、情報通信手段の的確な管理・運用・整備を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 被災現場の状況の写真等を、県対策本部等に伝送するシステムの構築に努める。
	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

運	<ul style="list-style-type: none"> 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
用 面	<ul style="list-style-type: none"> 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る
	<ul style="list-style-type: none"> 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、要配慮者等その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

(3) 個人情報の取扱い

市は、個人情報の取扱いについては、法令の規定に基づき十分留意する。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、要配慮者等に対する伝達に配慮する。（その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

この際、デジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。

(3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を住民に迅速かつ確実に伝達するため全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

(4) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安本部との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、全国瞬時警報システム(J-ALERT)などを活用した訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みを広報すること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報報告書により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

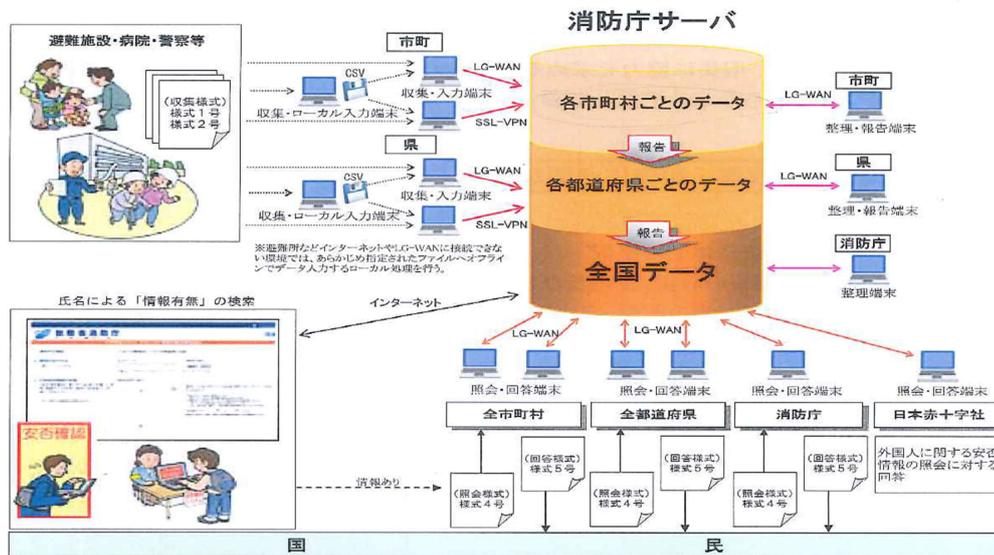
安否情報の報告様式は、資料編 資料2「安否情報に関する各種様式」に記載する。

(2) 武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システムの利用

国民保護法に基づく安否情報事務の実施にあたっては、事務を効率的に行うため、消防庁の「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システム」という）を利用することを原則とする。なお、利用にあたっては、「安否情報システムを利用した安否情報事務処理ガイドライン（平成25年3月28日 消防庁国民保護運用室）」の趣旨を踏まえ、適切な安否情報事務を行うものとする。

【安否情報システムの概略図】

【安否情報システムの概略図】



(3) 安否情報収集のための体制整備

ア 市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(安否情報の収集等における関係部の役割分担)

- ・ 総務部： 各部局から集約した安否情報の取りまとめ、整理、県への報告・照会・回答
 - ・ 福祉保健部： 避難所及び避難誘導時における安否情報の収集、病院機構等からの安否情報の収集、ボランティア団体等からの安否情報の収集、避難行動要支援者における安否情報の収集
 - ・ 教育委員会： 市立学校等における安否情報の収集
- イ 安否情報システムを利用した安否情報事務については、必要な人員を確保するため人材派遣会社の活用、県及び近隣市町の応援、町内会・自治会自主防災組織の協力等を得られる体制を整備する。

(4) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）
 平成 年 月 日 時 分
 島 原 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）
 (1) 発生日時 平成 年 月 日 時 分
 (2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市 町村 名	人的被害				住家被害		そ の 他
	死 者	行方 不明	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	
島 原市							

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村 名	年月 日	性 別	年齢	概 況
島原市				

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県職員能力開発センター、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員 の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携によるNBC(核・生物・化学)攻撃等により、発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするように努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に要配慮者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する
- エ 市は、町内会・自治会自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

市は、県の対策本部長から避難措置の指示及び救援の指示を受けたときは、避難指示を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施することから避難及び救援に関する平素からの備えに必要な事項について、以下のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

※【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料（例）】

- 住宅地図等
 - (※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- 区域内の道路網のリスト
 - (※ 避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト
 - (※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
 - (※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
 - (※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
 - (※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設のリスト
 - (※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
 - (※ 特に、地図や各種のデータ等は、市対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい)。
- 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
 - (※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト
 - (※ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)
 - (※ 消防機関の装備資機材のリスト)
- 避難行動要支援者名簿
 - (※ 個別避難計画)

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、要配慮者特に避難行動要支援者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成した避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、市民対策部と福祉保健対策部を中心とした横断的な「災害時避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても避難誘導に当たっては、自然災害時と同様高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（避難行動要支援者の避難行動の支援に関する取組指針（令和3年5月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務付けられており、避難行動要支援者名簿の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援の実施に結びつくため市は、避難行動要支援者の名簿情報について地域防災計画に定めるところにより、あらかじめ避難支援の実施に必要な限度で避難支援等の実際に携わる関係者（避難行動関係者）に提供することが求められている。

(4) 観光客の避難

市は、観光客の避難誘導時において観光客、施設、交通機関等の状況の迅速かつ的確な情報収集・伝達が必要となるため、その連絡体制の構築に努める。

更に、観光客等への情報提供のために、今後導入が予定されている災害・防災情報を付加することが可能な観光情報システム（i Beaconとスマートフォンアプリを活用した自動情報提供システム）の活用を図る。

(5) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(6) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

(7) 大規模集客施設の避難

市は、大規模集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行えるように、施設管理者等に対して武力攻撃事態等に対応するため、危機管理、自主防災・自衛消防対策の見直し、強化を要請するとともに、必要に応じて指導、助言を行う。

また、施設管理者等に避難等の訓練等への参加を要請する

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

パターンは、資料編 資料3「国民保護避難実施要領マニュアル」のとおりとする。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

(3) 医療関係団体及び電気通信事業者との調整

市は、適切な医療の実施を要請する方法を医療関係団体等と、また、避難住民のための電話その他の通信設備の臨時の設置について、指定公共機関等である電気通信事業者とあらかじめ調整する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
 - ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、船舶等)の数、定員
 - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など
- 輸送施設に関する情報
 - ① 道路(路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
 - ② 鉄道(路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
 - ③ 港湾(港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市町の区域の輸送に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

市内の避難施設は、資料編 資料6「国民保護に関する避難施設等」のとおりとする。

第3章 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等においては、国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について、安全確保に特別に配慮を行うため、これらの施設の管理者に対する完全確保の留意点の周知等について、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の把握

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係わる生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管県担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	
	2号	ガス工作物	経済産業省	
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	環境部
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	
	5号	電気通信事業用交換施設	総務省	
	6号	放送用無線設備	総務省	
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	土木部
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	土木部
	9号	ダム	国土交通省 (農林水産省)	土木部、 農林部
第28条	1号	危険物	消防庁	防災危機管理監
	2号	毒物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	福祉保健部
	3号	火薬類	経済産業省	防災危機管理監

第 28 条	4号	高压ガス	経済産業省	防災危機 管理監
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む）	原子力規制委員会	
	6号	核原料物質	原子力規制委員会	
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む）	原子力規制委員会	
	8号	毒劇物（薬事法）	厚生労働省 農林水産省	福祉保健部 農林部
	9号	電気工作物内の高压ガス	済産業省	
	10号	生物剤、毒素	経済産業省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省	
	11号	毒性物質	経済産業省	

2 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部との連携を図る。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

(3) 物資及び資材の備蓄、整備

市は、県と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。

2 市が管理する施設及び設備の整備、点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、要配慮者等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取り組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

(4) 観光施設、宿泊施設等における啓発

市は、観光施設、ホテル等の管理者が観光客に対し、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路に対する伝達が確実にできるよう、また、従業員等による引率等により避難が円滑に行われるよう啓発に努める。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

